公益認定等委員会委員長メッセージ ~ポスト移行期間の新年に~

平成26年1月1日

新年明けましておめでとうございます。

昨年 11 月末で5年の移行期間が終了しました。この5年間、特例民法法人の皆様にとっては移行申請が、公益認定等委員会と全国の合議制機関にとっては移行審査が、それぞれ最大の課題でした。しかし今後は、更なる公益の増進に向けて共に歩んでいくことになります。

将来を展望するには、この5年で公益法人とその活動環境がどう推移してきたのかを顧みることが必要です。

制度改革前、寄附優遇税制の対象となる特定公益増進法人は900法人足らずでした。制度改革後は全公益法人がその対象となり、10倍の約9,000法人が所得控除の対象となる見込みです。平成23年度に導入された税額控除制度の対象法人も順調に伸び、既に700を超えています。実際、昨年の内閣府の調査では、税額控除対象の公益法人に対する個人からの寄附金の額は、税額控除制度の導入の前後で3倍となるなど著しい伸びを示し、個人による少額のきめ細かな寄附の広がりが公益法人に対する寄附全体の底上げをもたらしていることを実感します。

平成 24 年度の事業報告書でみると、全国で約 5,500 の公益法人が年間 2,000 億円を超える寄附の支援を受け、2 兆 5 千億円の規模の公益目的事業を行い、移行した一般法人においても年間 5,000 億円を超える公益目的に係る支出が行われています。「民による公益活動」は着実に成長しています。

一方で、新制度の下で公益法人に期待される法人のガバナンスと、一部法人の運営実態や関係者の認識に乖離があることも事実です。新制度に移行しても、法人運営の意識が旧民法時代から脱却しておらず、評議員や社員、監事、理事の役割や責任の自覚が不足している事例があることを、不祥事案等を通じて痛感します。

税制優遇を受けて活動する公益法人は、国民の信頼の上に初めて存立し得る存在です。そのためには、各法人が自らを律する意識が何より重要です。公益法人の皆様におかれては、公益の担い手としての自覚と責任をもって、将来を見据えた事業の計画と方針を立て、実施していただくことを切に願います。また、法令で求められるディスクロージャーの枠組を超えて透明性を高め、寄附者に対する報告を充実させるなど、年が改まったことを機に、国民の信頼を獲得するためのより積極的な方策に思案を巡らせていただくことを期待いたします。

このような状況を踏まえ、公益認定等委員会としては、今年、引き続き法人運営をサポートする視点で法の運用に当たるとともに、法人における自己規律の意識を促すための周知に努めてまいります。加えて、移行期間における制度改革の状況を取りまとめるとともに、公益活動の増進に関する今後のあり方を模索するため、法人との対話の場を設けてまいりたいと思います。

新公益法人制度の真価が問われるのはこれからです。移行を機に磨かれた組織と 事業で、その力を存分に公益活動に注いでいただき、本年が新公益法人にとって実 り多き新たな始まりの年となりますよう、心より祈念いたします。

内閣府公益認定等委員会委員長 山下 徹